

	契 約 係 用
○	業 者 用

令和 3 年度
業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 4 1 4

名 称 南車両基地クレーン定期点検

特定随契の場合
その業者名 _____

要求課 車両課

(外線 5 8 2 - 1 4 3 1)
担当者 猿田 浩己 (内線 8 3 2 9)

1 適用

本仕様書は、南車両基地に設置している天井クレーン等の定期点検業務に適用する。

2 履行場所

札幌市南区真駒内東町2丁目1-1
札幌市交通局高速電車 南車両基地

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

ただし、原則として1回の点検につき、月例点検は2日以内、年次点検は9日以内（性能検査実施年は1日付加する）に行うこととし、実施日については委託者と打合せ、了解を得ること。

4 業務範囲

- (1) クラブトロリ式天井クレーン（無線遠隔制御装置付）
10/3t～2基
月例・年次定期点検整備、クレーン性能検査
- (2) ホイスト式天井クレーン
7.5t～1基
月例・年次定期点検整備、クレーン性能検査
- (3) ホイスト式天井クレーン
2.8t～1基、1.0t～1基
月例・年次定期点検整備
- (4) ジブクレーン（壁クレーン）
2.8t～1基、1.0t～1基
月例・年次定期点検整備
- (5) 車体吊り金具（年次定期点検時2台）
別紙「車体吊り金具検査特記仕様書」による。

5 業務内容

- (1) クレーン月例定期点検

一般社団法人日本クレーン協会発行の「天井クレーン定期自主検査指針・同解説」に基づく検査を行い、点検・整備を実施するとともに無線遠隔制御装置一式については動作確認を行う。なお、クレーン月例定期点検は、毎月1回（クレーン年次定期点検の実施月を除く）、計11回行うものとする。

(2) クレーン年次定期点検

ア 一般社団法人日本クレーン協会発行の「天井クレーン定期自主検査指針・同解説」に基づく年次法定点検を行い、点検・整備を実施する。なお、クレーン年次定期点検は、8月に行うものとする。

イ 対象となる天井クレーンについては荷重試験及び法に基づく性能検査を行う。

ウ 無線遠隔制御装置一式について、各部品の動作確認並びに電気性能試験及び調整を行う。

エ 車体吊り金具について、特記仕様書のとおり非破壊試験を実施する。

(3) その他

ア 無線遠隔制御装置一式内訳

(ア) 無線遠隔制御装置 金陵電機(株)製 KC3122B及びKC2122BS

(イ) 双方向テレコン装置 金陵電機(株)製 KC2422A及びKC3182A

イ 点検に必要なクレーン等の運転は、受託者で行うものとする。

ウ 荷重試験に要するウェイトは、受託者で準備すること。

エ 性能検査（隔年）に必要な申請書の手続き及び立会い業務は受託者が負担するものとするが、性能検査手数料については、委託者が直接クレーン協会に納付する。

(7.5 t 検査証有効期限 令和3年10月3日、10 t 検査証有効期限 令和3年10月7日)

オ 月例及び年次点検により発見された不良箇所（軽微なもの）は、委託者と打合せ、整備または修理を行うこと。

なお、交換部品については委託者が支給する。

カ 各種検査、作業においては、各々に該当する有資格者（玉掛技能講習を修了した者、クレーン・デリック運転士免許（限定なしまたはクレーン限定）取得者、第一種または第二種電気工事士の有資格者、非破壊試験技術者の有資格者）が実施すること。

6 業務実施上の留意事項

(1) 検査実施に当たっては、委託者と事前に日程の打合せを行うこと。

(2) 業務実施日は、基地入場許可証の交付を受けてから作業を行うこと。

(3) 点検作業は高所作業を伴うので、作業者本人及び高所作業場所付近の安全対策を施してから作業を行うこと。

7 経費の負担

本業務の遂行に要する経費のうち、車両基地内で使用する電気・水道等につ

いては委託者の負担とする。なお、交換部品等が発生した場合は、委託者と協議のうえ、支給する。

その他、本業務に必要な工具、消耗品等委託者の負担を除く全ての経費は、受託者の負担とする。

8 提出書類

契約締結後、受託者は委託者が指定する書類を提出書類一覧による期日までに提出すること。

提出書類一覧

	提出書類	提出期限	部数	サイズ	備考
1	業務着手届	着手と同時	1	A 4	
2	業務工程表	着手と同時	1	A 4	
3	業務責任者経歴書	着手と同時	1	A 4	
4	業務員名簿	着手と同時	1	A 4	
5	資格一覧表	着手と同時	1	A 4	
6	点検業務日報	点検後速やかに	1	A 4	
7	検査成績表	点検後速やかに	1	A 4	
8	実施報告書	点検後速やかに	1	A 4	
9	年次検査業務工程写真	年次検査後速やかに	1	A 4	
10	業務完了届	履行期間終了月のみ	1	A 4	

- (1) 委託者で様式を指定しているものについては、指定様式によること。
- (2) 上記以外の書類についても、委託者が必要と認めた場合は提出すること。
- (3) 提出書類の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提出すること。
- (4) 着手時の提出書類の表紙に「保険関係成立済」の押印(労働基準監督署印)を受けること。

9 疑義

本仕様書の内容または業務実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と十分協議を行うこと。

10 契約金の支払方法

契約は通年契約とし、別紙支払い内訳表に基づき支払うこととする。1円未満の端数が生じた場合は、その初回(1回目)に支払うこととする。ただし、最終回支払いは本仕様書による履行期間満了時の検査後の支払いとする。

11 札幌市鉄道事業安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

12 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

13 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は作業に従事する者へ本市の「環境方針」（添付）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市の環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

車体吊り金具検査特記仕様書

1 業務範囲

車体吊り金具 2 台

1 台当たり

(1) ピンブラケット、吊りピン部

ア ピンブラケットの清掃、点検、非破壊検査

イ 吊りピンの脱着、清掃、点検、非破壊検査

(2) 吊り金具本体部

吊り金具本体部の清掃、点検、非破壊検査

(3) 車両支持装置

車両支持装置各部の分解、清掃、点検、非破壊検査、組立、動作確認調整

(4) その他

塗装補修、車体吊り金具収納架台の点検

2 検査項目・添付図

別紙 1、2 のとおりとする。

3 塗装補修

(1) 塗装の剥離箇所および腐食箇所を対象とする。

(2) 広範囲の塗装については、別途協議とする。

(3) 塗装除外箇所

吊りピン、車両支持爪受、車両支持爪、ピニオンギヤ、シャフト、オイルスベアリング、ラックギヤ。

(4) 塗装仕様

ア 2 種ケレン

イ サビ止め塗料 1 回塗り

ウ 合成樹脂塗料 中塗り 1 回、上塗り 1 回

(5) 塗装色

ア 黒色 TN-10

イ 黄色 T22-80X

4 その他

(1) 腐食部分はケレンし、除去する。

(2) 軽微な汚れは、ウエスで乾拭きする。

(3) 磁粉探傷試験及び浸透探傷試験を行う箇所は、油分・塗装等を除去して地肌を露出させ、検査できる状態にすること。

(4) 腐食が想定される塗装除外箇所は、防錆剤または潤滑剤塗布等により防錆処理を施すこと。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、市内で最大規模の事業者として、また、市民や事業者の先導役となるべく、環境マネジメントシステムを活用し、エネルギー使用量やエネルギー経費等の削減に継続して努めてきました。

一大消費都市である札幌市は、多くのエネルギーや生物資源を消費することから、地球環境への負荷を継続的に低減していくためには、すべての市民や事業者の皆様の理解とそれぞれのライフスタイルや事業活動の見直しなどの具体的な行動が必要です。

私は、積雪寒冷地である札幌の地域特性を踏まえた省エネ技術や再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ることにより、全庁一丸となって、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、市民、企業、行政の総力である「市民力」を結集し、低炭素型のまちづくりや、生物多様性の保全に取り組むことで、自然と共生する快適な都市「環境首都・札幌」、さらには、「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」さっぽろの実現を目指してまいります。

2 環境保全行動への基本方針

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、環境配慮の取組を推進し、特に以下の項目に重点的に取り組むことにより、環境への負荷を継続的に低減し、まちの魅力を向上させます。

- 1 省エネルギーの取組及び新エネルギーの導入を推進します。
- 2 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 3 環境負荷の少ない製品やサービスの利用を推進します。
- 4 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 5 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。
- 6 生物多様性の保全に向けた取組を推進します。
- 7 環境保全の取組をすすめ、地域経済の発展につなげていきます。

この環境方針及び環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

平成27年9月1日

札幌市長 秋元 克広

検査項目

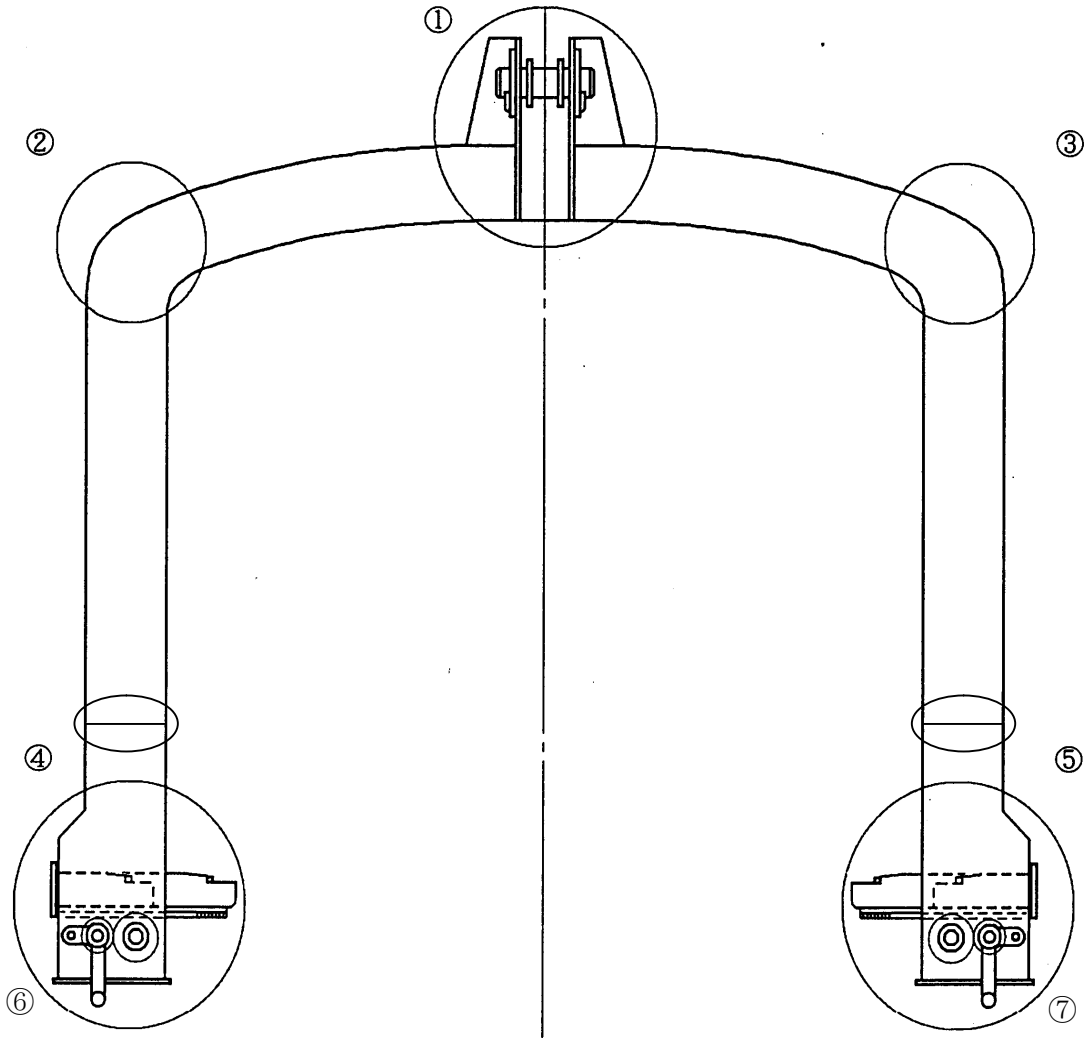
車体吊り金具

分類箇所	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果	不具合内容及び措置
ピン ブラケット部	① ピン ブラケット	腐食及び変形	目視		
		溶接部のき裂	塗膜除去清掃後、 浸透探傷試験		
	①吊りピン	腐食及び変形	目視		
		本体のき裂	清掃後、 磁粉探傷試験		
吊り金具本体部	本体	腐食及び変形 塗装状態	目視		
	②③ 肩部	溶接部のき裂	塗膜除去清掃後、 磁粉探傷試験		
	④⑤ 脚部	溶接部のき裂	塗膜除去清掃後、 磁粉探傷試験		
⑥⑦ 車両支持装置	オイレスベアリング	損傷、変形の有無及び 摩耗状態	触手、目視		
	ハンドル	ラックギヤと吊り金具 本体とのガタ及び固渋	ラチェットハンドル 操作による動作確認		
	ピニオンギヤ (大・小)	ラックギヤ、ピニオン ギヤ、欠損、給脂状態	目視		
	ラックギヤ	ラックギヤのき裂	清掃後、 磁粉探傷試験		
	シャフト (長・短)	シャフトの腐食、 摩耗及び変形	目視		
	車両支持爪受	本体の腐食及び変形	目視		
	車両支持爪	溶接部及び 爪部のき裂	清掃後、 磁粉探傷試験		
		爪部の損傷及び変形	目視		

添付図

車体吊り金具

○印は検査箇所を示す



検査箇所について、別紙の検査項目に従い、分解及び塗装除去後に磁粉探傷試験または浸透探傷試験を実施し、検査終了後に塗装を行なうこと。

南車両基地クレーン定期点検

	支払比率
1 回目	4.0%
2 回目	4.0%
3 回目	4.0%
4 回目	4.0%
5 回目	56.0%
6 回目	4.0%
7 回目	4.0%
8 回目	4.0%
9 回目	4.0%
1 0 回目	4.0%
1 1 回目	4.0%
1 2 回目	4.0%
計	100.0%

南車両基地クレーン定期点検 積算書

金 円也

令和3年度 車両課

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
南車両基地クレーン定期点検						
業務価格		式	1			
消費税等相当額	10%					
合 計						

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
5. ジブクレーン	1 t	基	1			
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	業務責任者	時間				
(2) 点検作業員	業務要員 1	時間				
(3) 点検作業員	業務要員 2	時間				
単 価 小 計						
6. ホイストクレーン	1 t	基	1			
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	業務責任者	時間				
(2) 点検作業員	業務要員 1	時間				
(3) 点検作業員	業務要員 2	時間				
単 価 小 計						
7. 車体吊り金具	非破壊試験	組	2			
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	業務責任者	時間				
(2) 点検作業員	業務要員 1	時間				
(3) 点検作業員	業務要員 2	時間				
単 価 小 計						
8. 無線遠隔制御装置		式	1			
(単価内訳)						
(1) 点検作業員	業務責任者	時間				
9. 荷重試験費		式	1			
(単価内訳)						
(1) ウェイト運搬費	8時間制10 t車まで	式	1			
(2) ウェイト賃借料	10 t / 1 日	日				
単 価 小 計						
合 計						

